

水道の漏水修理について

給水管（各家庭の水道管）は、使用されている方（所有者）の財産であり、その修理に係る費用は所有者の負担が原則となっています。しかし、貴重な水を無駄にしないため、水道配水管から水道メーターまでの漏水修理工事に限り市水道事務所が修理費用を負担しています。

漏水を発見したときは、市水道事務所（閉庁時は宿日直）までご連絡ください。

漏水修理にかかる費用負担の区分

（１）市水道事務所が費用を負担する箇所

- ① 一般住宅の場合、水道本管から水道メーターまでの給水装置については、市水道事務所の費用負担により修繕を行います。

（親子メーターの場合は親メーターまでとします。）

- ② 受水槽が設置されている場合、民地側の第1バルブまでの漏水に限り市水道事務所が費用を負担します。このバルブが無い場合はすべてお客様負担となります。

（２）（１）①②の箇所であっても、次の費用はお客様負担となります。

- ① 特殊な機器の使用に要する費用
- ② 工事の妨げとなる障害物等がある場合の撤去・復旧費用
- ③ 特殊な復旧に要する費用
- ④ 上記のほか特殊な事情による費用負担等については、別途お客様と協議いたします。

※ 水道メーターから宅地側の漏水修理費用については、使用されている方（所有者）の負担となります。市指定の給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

なお、水道使用料の減免が受けられる場合がありますので、修理を依頼した業者にお問合せ下さい。